

公嘱協会だより

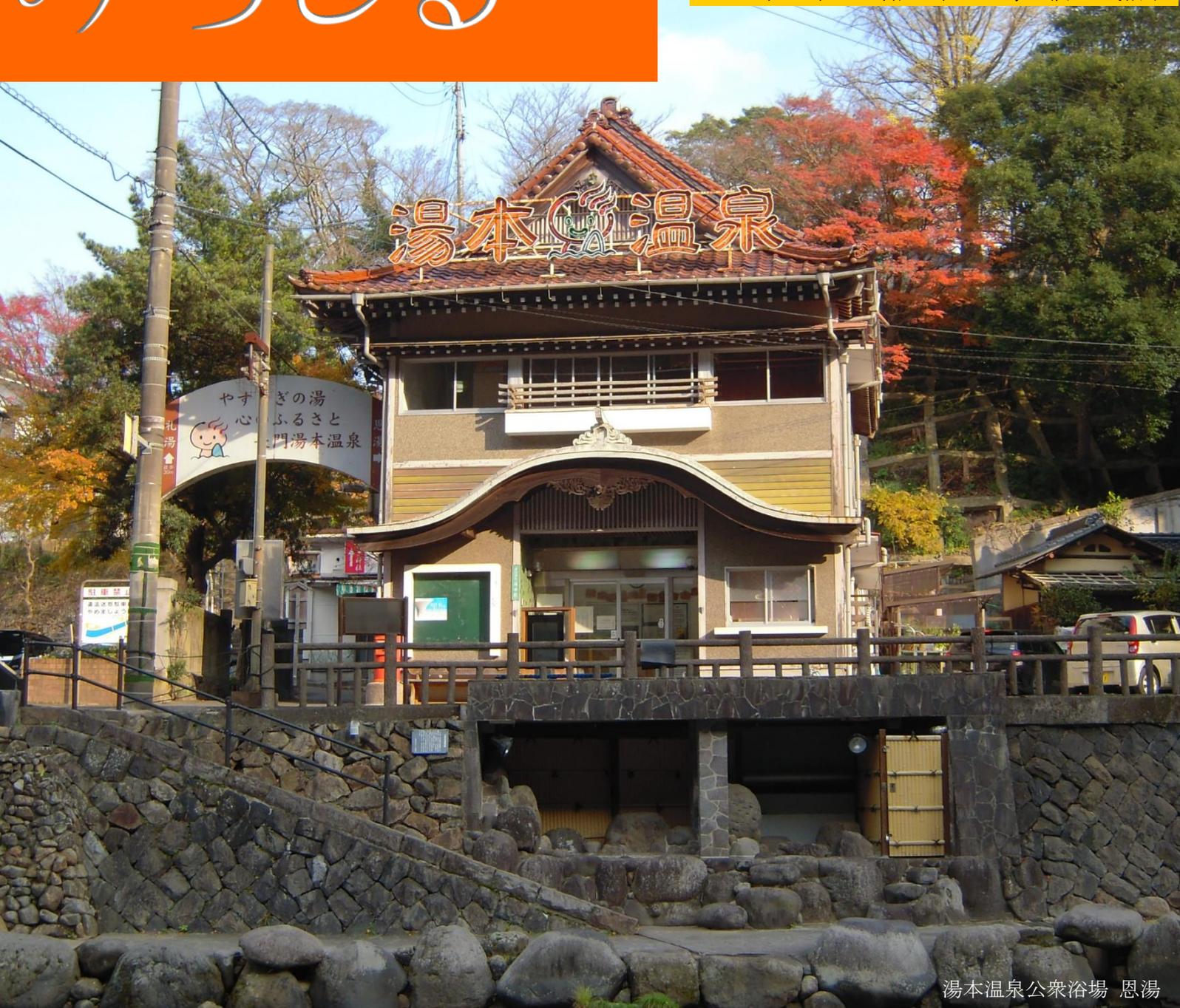
# みちしるべ

No. **38**

2017 春号

発行：公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会



湯本温泉公衆浴場 恩湯

## TOPIX

- 公嘱協会による災害支援等の取り組み
- 地積測量図の取扱いについて
- 活動報告
  - 第5回通常総会開催
  - 登記所備付地図作成作業
  - 社員業務研修会開催
  - 用対連研修会講師派遣
- 山林地図検討委員会だより

ごあいさつ

「みちしるべ」No. 38 発刊にあたって

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
代表理事 渡 邊 英 雅



官公署担当者の皆様には、平素から協会業務にご理解をいただいておりますこと、この誌上ではありますが、厚く御礼申し上げます

この度は、当協会の災害復興支援に関する取り組み、土地家屋調査士業務において欠くことのできない地積測量図の取扱いに関するを中心、皆様にお届けすることといたしました。また、直近の活動内容のご報告をさせていただいております。ご一読いただき、協会業務へのご理解とご関心を深めていただければ幸甚に存じます。

当協会は、平成28年に創立30周年、公益法人移行5周年を迎えました。これからも、皆様のご信頼とご期待にお応えし、邁進していく所存です。当協会に対しまして、忌憚のないご意見、ご要望等をお寄せいただきたく存じます。

今後とも、平素と違わぬご支援の程、よろしくお願い致します。

## 「公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」とは

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、国土の基本単位である個々の不動産（土地、建物）の権利範囲を明確にすることにより、不動産に係る不特定かつ多数の国民の権利の明確化に寄与することを目的とするとともに、公共の利益となる事業の速やかな安定および不動産取引の安全と円滑にも資することを目的とし、土地家屋調査士法に基づき、昭和61年1月14日土地家屋調査士による社団法人として設立され、平成28年には30周年を迎えました。

土地家屋調査士には、公益社団法人の社員のほかに、個人として自営する者、複数の調査士とともに土地家屋調査士法人を設立し事業をする者があり、不動産の表示に関する登記申請業務分野で活躍しています。

公益社団法人である協会は、公益法人制度改革に対応し、平成23年には公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に定められた公益認定基準を満たしていると、山口県公益認定等審議会により認定された公益法人です。協会は、公益社団法人への移行に伴い、関係法令等の遵守に加え、下記の行動規範を明確にすることを基本としました。

- 1. 協会は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第4条の認定を受けた公益社団法人であること**
  - ・不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
  - ・土地家屋調査士の専門能力を結合した法人として、官公署等による不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な実施に寄与する。
  - ・土地の位置や筆界を明確にし、不動産取引の安全を図ることにより、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。
- 2. 協会の持つ組織力を最大限発揮すること**
  - ・地域全域を組織的にカバーしているため、土地家屋調査士が不在の地域において、公共事業に伴い大規模かつ大量に公共嘱託登記が発生しても、常に対応できる体制を整えている。
  - ・事業を取り扱う適任の社員を複数選定し、相互点検を徹底しつつ処理をしている。
- 3. 将来にわたり信用力、信頼性の維持・向上に努める**
  - ・協会は事業活動の継続性を担保する。
  - ・大規模かつ大量、複雑困難な業務であっても完全な業務履行を保証する。
  - ・万が一、過失等により損害が発生した場合であっても、補償について組織的な対応が可能となっている。
- 4. 事業活動の透明性を担保する**
  - ・各法務局、各地方法務局、及び公益認定を受けた行政庁の監督の下に協会運営を行う。
  - ・ホームページ等において、協会の事業に関する情報公開を行う。

# 公嘱協会による災害支援等の取り組み

近年、全国的に異常気象や地震等による大規模な災害が発生しています。このことから、全国の公嘱協会の中には、災害支援及び防災・減災の観点から、自治体との間で災害協定を締結しているところも少なくありません。

山口協会では、平成24年度に山口市、下松市、光市、田布施町、周防大島町の各公共施設を中心としたGPS測量機による海拔基準点測定事業を行い、海拔表示板設置事業のお手伝いをさせていただきました。また、平成25年5月27日、下松市と「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定」を締結し、万が一、災害が発生した場合において、協定書に規定している以下5項目について当協会が支援するとしています。

- (1) 下松市が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 下松市が管理する公共施設等に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、下松市の職員と連携した家屋調査に関すること
- (4) 登記・境界関係の相談窓口業務への人員支援
- (5) 前4項目に定めるもののほか、下松市および当協会が特に必要と認めるもの

このような、協定を締結する以外に、他協会では、公益目的事業を通じて他の支援策を考え、実行している協会もあります。

## 高知協会「新学校基準点設置事業」

この「新学校基準点設置事業」は、専門性ゆえに市民の目に触れにくかった「学校基準点設置事業」を発展させ、南海トラフ大震災等の災害に備え、防災や救助の際の拠点（基準になる点）として災害時に高い効果のあるヘリサインと組み合わせることにより、広く不特定多数の利益につながるようにしたものです。

ヘリサインとは、上空から視認できるよう施設名を屋上等に表示したものです。巨大地震等の大規模災害発生時には、津波警報発令中や道路等の使用ができない当面の間、陸路による救助や物資搬送が困難となるため、ヘリコプターによる空路からの支援を想定した対策が重要となります。このヘリサインを学校の屋上等に設置することにより、災害支援用ヘリコプターが、津波などにより陸地の目視が通常とはかけ離れている場合であっても、迅速かつ確実に目的地へ辿りつく効果が期待できます。

そして、学校基準点としてVRS測量による観測を行い、正確な緯度、経度、高度の位置情報をヘリサインに持たせることで、将来、GPSを搭載したドローンによる救援物資の自動搬送が可能になったときに備えます。さらに、ドローンによる空撮を行い、土地勘のない県外からの救援部隊が到着した時に活用できるようにしています。

高知協会は、高知市のご理解、ご協力を得て平成28年2月に無償による5か所のヘリサイン設置を完了し、その功績に対して、高知市長から感謝状が贈られました。また、平成28年度より高知市と協働して、3年間で高知市立の全学校60校の屋上に設置する予定です。

当協会は、平成21年9月には中国5県の公嘱協会によって構成されている「中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会」と、平成23年8月には全国の公益社団法人公嘱協会によって構成されている「全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会」と、それぞれ災害時支援協定を締結し、近隣だけではなく、遠方で発生した災害においても迅速に支援できる体制を整えております。

更に、当協会は、監督庁である山口県に「自然災害等復興・復旧支援事業」を公益事業として追加する変更認定申請を提出し、災害時支援だけではなく、防災・減災対策などの災害関連事業に関与いたします。



(左) 下松市との災害協定調印式の様子

(上) 高知協会によるヘリサイン設置状況

# 地積測量図の取扱いについて

土地家屋調査士（以下、「調査士」という。）が登記申請業務をするにあたって、「地積測量図」の作成が不可欠となります。地積測量図は、調査士が不動産登記規則（以下、「規則」という。）第73条から第75条、第77条及び第78条の規定に基づき、資料調査、地権者と筆界点の確認等を行い、それを基に測量して作成します。そして、地積測量図の作成者欄は、実際に調査・測量した者の氏名を記名押印することとなっています。これは、地積測量図の正確性を担保するために行う法律行為（規則第74条第2項）であり、調査・測量していない者の氏名を記名押印してはなりません。また、調査士以外の者が、業として他人の依頼を受けて、土地・建物に関する登記申請に必要な調査・測量を行い、地積測量図を作成することはできません。（土地家屋調査士法第68条第1項）

これらのことについて、山口地方法務局首席登記官が平成7年11月30日付文書「不動産表示登記事務取扱要領の適用について」別紙1、「嘱託登記事件の実態調査について」及び平成12年10月17日付登第330号文書によって、嘱託官公署に対して周知徹底をお願いしています。しかし、嘱託官公署による徹底が未だ十分されていないとして、平成19年10月15日付登第163号文書、平成23年12月14日付登第271号文書及び平成27年2月17日付登第186号文書により留意事項が示され、県内の全ての嘱託登記関係官公署の長に宛てて送付されています。

登 第 1 8 6 号  
平成27年2月17日

嘱託登記関係官公署の長 殿

山口地方法務局首席登記官

登記嘱託情報に添付する地積測量図の取扱いについて（要請）

（中略）

つきましては、特に下記事項について御留意いただき、嘱託官公署として適正な登記嘱託をされるよう、再度、貴所属職員への周知徹底方よろしくお願いします。

なお、本要請は、県内の全ての嘱託官公署に対して行っていることを申し添えます。

記

- 1 地積測量図には、その正確性を担保するため、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない（規則第73条第2項、第74条第2項）。
- 2 この作成者とは、その地積測量図に表示された土地について実際に調査・測量した者である（昭和61年9月29日民三第7272号民事局第三課長依命通知）。
- 3 測量士等が業として他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査・測量をすること及び地積測量図を作成することは、土地家屋調査士法第68条第1項の規定に抵触するものとされている（昭和57年9月27日民三第6010号民事局長回答）。
- 4 実際に調査・測量していない者が、作成者として地積測量図を提供したことが明らかになった場合は、申請に必要な地積測量図の提供がないものとして取り扱われる。

地積測量図の作成者として記名押印することは、その測量図の責任の所在を明示するためのものです。つまり、そのことは、調査・測量・地積測量図の作成のすべてにおいて、その個人が法的な（裁判上の）責任を負うことを意味します。万が一、その測量図に過失があり問題が表面化した場合には、作成者である個人に対して責任が問われます。調査士以外の者が業として行った場合は、土地家屋調査士法第68条第1項に違反し、刑事罰が科せられます。（懲役1年以下、または罰金100万円）

また、地積測量図は、登記が完了して以降、法務局に永久保管され、広く市民の閲覧に供されるものです。よって、地積測量図の作成者責任は、登記完了時から発生し、永続的に続きます。

以上のように、地積測量図の作成には非常に大きな責任を伴うことから、資格者である調査士が最も注意して業務を行わなければならないものの一つとなります。仮に、調査士が他人に調査・測量・地積測量図の作成を任せ、地積測量図の作成者として記名押印した場合には、土地家屋調査士法違反

での刑事罰の他、土地家屋調査士会からの除名、業務停止等の懲戒処分を科せられることとなります。

官公署担当者の皆様におかれましても、地積測量図の取扱いには十分ご留意されますよう、お願いいたします。

#### 土地家屋調査士A

依頼人から業務委託 → Aによる調査・測量 → 地積測量図にAの記名押印 …「○」

#### 土地家屋調査士B

依頼人から業務委託 → B以外による調査・測量 → 地積測量図にBの記名押印 …「×」

#### 官公署職員C

用地取得業務の発生 → Cによる調査・測量 → 地積測量図にCの記名押印 …「○」

#### 官公署職員D

用地取得業務の発生 → D以外による調査・測量 → 地積測量図にDの記名押印 …「×」

#### 非土地家屋調査士E

依頼人から業務委託 → Eによる調査・測量 → 地積測量図にEの記名押印 …「×」

#### 公嘱協会

官公署から業務委託 → 担当社員Fによる調査・測量 → 地積測量図にFの記名押印 …「○」

**(事例1)** 無資格で土地家屋調査士の業務を行っていたとして、札幌地検特別刑事部は14日、札幌市東区、測量設計事務所社長○○容疑者(65)を土地家屋調査士法違反の疑いで逮捕した。

発表によると、○○容疑者は昨年4月～今年6月、土地家屋調査士の資格がないにもかかわらず、札幌法務局白石出張所などで土地分筆などの不動産登記の申請手続きを行った疑い。

札幌土地家屋調査士会によると、○○容疑者が無資格で土地家屋調査士の業務をしていたことから、同調査士会が警告。従わなかったため、今月に入って同地検に告発していた。

土地家屋調査士は、依頼人の求めに応じて、不動産登記に必要な土地や家屋に関する調査や測量、申請手続きなどを行う国家資格。業務を行うには、日本土地家屋調査士会連合会に登録しなければならない。

(平成22年9月15日 読売新聞)

**(事例2)** 無資格で土地家屋の調査を行っていたとして、富士宮署と県警生活環境課は6日午前、土地家屋調査士法違反の疑いで、富士宮市内の測量会社社長ら3人を逮捕した。同法違反容疑による摘発は全国初という。

逮捕されたのは富士宮市朝日町、測量会社社長(72)と同市大中里、同社社員(45)、同市万野原新田、同(31)の3容疑者。いずれも大筋で容疑を認めているという。

調べでは、容疑者らは昨年1月19日ごろ、土地家屋調査士の資格がないのに、同市内の土地分譲地の不動産表示登記に必要な土地境界線の確定の調査を行った疑い。少なくとも16年春ごろから40回以上、同様の行為を繰り返していたとみられる。

土地家屋調査士は不動産の表示に必要な土地や家屋の調査、測量、申請手続きなどを行う資格。容疑者らは登記に必要な有資格者の押印を同市内の実在の土地家屋調査士に依頼していた。同署はこの調査士からも事情を聴く方針。

(平成18年11月9日 静岡新聞)

富士宮市内の測量会社社長ら3人が無資格で土地家屋調査を行っていた事件で、富士宮署と県警生活環境課は21日午前、土地家屋調査士法違反の疑いで富士宮市、土地家屋調査士○○容疑者(56)を逮捕した。○○容疑者は容疑を認めているという。

調べでは、○○容疑者は昨年1月と4月、土地家屋調査士の資格がない測量会社社長ら3人＝いずれも同法違反で逮捕＝と共謀し、富士宮市と富士市の土地分譲地で不動産表示の登記に必要な境界調査を行った疑い。

(平成18年11月21日 静岡新聞 夕刊)

# 活動報告

## 第5回通常総会開催



平成 28 年 8 月 26 日、山口県労働者福祉文化中央会館におきまして、第 5 回通常総会を開催いたしました。

平成 27 年度会務報告及び事業報告が執行部により行われ、平成 27 年度決算報告については、全会一致で承認されました。それに引き続き、平成 28 年度事業計画及び予算報告について、執行部から説明が行われました。

## 登記所備付地図作成作業



山口地方法務局から平成 27・28 年度の地図作成作業として、周南市・東金剛山地区を受託し、平成 28 年度（2 年目）作業である立会業務、一筆地測量、成果の縦覧等を行いました。

また、長門市・仙崎地区で実施される平成 28・29 年度の業務を受託いたしました。基準点測量等（1 年目作業）を行い、平成 29 年度（2 年目）作業に向けて準備を進めています。

## 平成 28 年度社員業務研修会を開催



平成 28 年 10 月 21 日、山口県セミナーパークにおきまして、全社員を対象とした業務研修会を開催いたしました。

この度は外部から 2 名の講師をお招きし、今や業務では欠くことのできないパソコンのセキュリティ対策、データのバックアップについての最新の情報など、映像を交えながらご講演いただきました。

## 中国地区用地対策連絡会山口県支部研修会へ講師を派遣



平成 28 年 10 月 26 日、山口県セミナーパークにおいて開催された中国地区用地対策連絡会山口県支部主催の研修会へ、当協会岩国地区・井上哲也社員を講師として派遣いたしました。

この研修会では、およそ 100 名の官公署用地事務担当者の方々にお集まりいただき、「登記困難事例の解決法について」と題して、筆界未定地、地図混乱地域、地積測量図作成の注意点などを解説しました。

当協会では、平素から御質問・御相談に応じておりますので、お困りの際は当協会へご連絡ください。



# 山林地図検討委員会だより

## —山林絵図収集 山口市編—

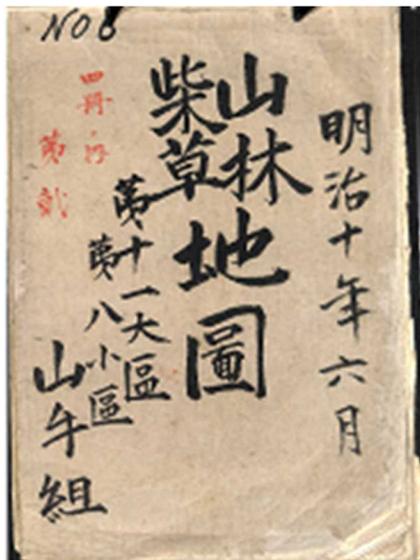


山林地図検討委員会では、①山林絵図の収集②収集した山林絵図の字の特定③字を特定した絵図を現在の地図へ落とし込む作業を行っています。特に①山林絵図の収集につきまして、関係各位のご協力をいただき、山口市における収集がほぼ完了いたしました。（下記一覧表 ご参照）

このことにより、収集範囲を県内全域に広げ、所在不明なものについては、引き続き調査や情報提供をいただくことといたしました。

山口市 山林絵図収集実績一覧表 (旧阿東町、旧徳地町を除く)		
絵図を収集した部署など	所在する絵図の主な地区	絵図枚数(注)
山口市管財課	旧山口市、下宇野令	275
仁保地域交流センター	仁保地区	616
小鯖地域交流センター	小鯖地区	671
大内地域交流センター	大内地区	411
宮野地域交流センター	宮野地区、上宇野令	633
吉敷地域交流センター	吉敷地区	464
平川地域交流センター	平川地区、黒川地区	236
大蔵地域交流センター	矢原地区、朝田地区	161
陶地域交流センター	陶地区	216
鑄銭司地域交流センター	鑄銭司地区	376
名田島地域交流センター	名田島地区	43
二島地域交流センター	秋穂二島地区	195
嘉川地域交流センター	嘉川地区、深溝地区、江崎地区	643
佐山地域交流センター	佐山地区	169
小郡総合支所資産税課	旧小郡町	798
秋穂総合支所総合サービス課	旧秋穂町	279
阿知須総合支所	(所在不明)	—
	合計	6,186

※注 絵図枚数は、取り込んだPDFの枚数であり、大判1枚を数回に分けた場合はその回数が枚数となる。



山口市小郡総合支所に保管されている絵図の一部  
 (左) 下郷村山手組(現・山口市小郡山手地区)山林柴草地図の綴りの表紙  
 (上) 山手組の絵図の一部(宇尾崎村)



山林地図検討委員会では明治期に作成された山林絵図の情報を募集しております。所在の有無にかかわらず、どんな情報でも構いませんので当協会(Tel.083-923-5115)または、山口県土地家屋調査士会(Tel.083-922-5975)までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## ご相談窓口：協会の地区別連絡先

地区	管轄地区	上段：地区長 下段：嘱託登記アドバイザー	地区長事務所・地区事務所
岩国	山口地方法務局 岩国支局管轄内	尾崎 友浩 田村 直久	〒740-0017 岩国市今津町1丁目8番23号 TEL 0827-69-2375 FAX 0827-69-2376
柳井	山口地方法務局 柳井出張所管轄内	平井 敏生 岡村 重行	〒742-2106 大島郡周防大島町大字小松1553-2 TEL 0820-74-2365 FAX 0820-74-4521
周南	山口地方法務局 周南支局管轄内	富永 弘 西本 聡士	〒745-0621 周南市大字櫛ヶ浜153番地 TEL 0834-25-0125 FAX 0834-25-0171
防府	山口地方法務局 山口本局管轄のうち防府市	林 俊男 松田 光則	〒747-0811 防府市車塚町8-18 TEL 0835-22-1425 FAX 0835-22-4555
山口	山口地方法務局 山口本局管轄のうち山口市	山根 克彦 若月慎一郎	〒753-0036 山口市円政寺町1番6号 TEL 083-924-3618 FAX 083-924-3745
萩	山口地方法務局 萩支局管轄内	古江 直樹 伊藤 正典	〒758-0041 萩市大字江向593番地1 TEL 0838-21-7098 FAX 0838-21-7099
宇部	山口地方法務局 宇部支局管轄内	藤本 精二 高杉千河生	〒759-0206 宇部市大字東須恵2381番地1 TEL 0836-45-2033 FAX 0836-45-2040
下関	山口地方法務局 下関支局管轄内	八田 廣 下野 洋二	〒750-0075 下関市彦島江の浦町1丁目7番10号 TEL 083-266-2409 FAX 083-266-5561
		地区事務所 事務員：水本親子	〒750-0007 下関市赤間町9-8 山一ビル2F TEL 083-234-5401 FAX 083-234-5402

## 編集後記

■この度、掲載いたしました「公嘱協会による災害等支援の取り組み」について、少し補足（蛇足？）を。○他協会の取り組みの一例として高知協会をご紹介いたしました。これは、近い将来起こるとされる南海トラフ地震により、大規模な災害の発生が予想されていることから、事前にどのような支援が有効であるかを考えられたものです。東日本大震災では、大規模な津波により、建造物の多くは流されたために情景は一変し、また、瓦礫等により道路が寸断されたため、支援活動に支障をきたしました。そこで、早急な支援活動が可能となるように、上空から確認できるヘリサイン（目視情報）にVRS観測により位置を数値化したもの（データ情報）を併せ、空輸による支援物資の搬送や、将来、GPS搭載型ドローンが支援に活用されることを想定して設置されました。○当協会を含め災害支援協定を締結している協会は、土地家屋調査士の英知、マンパワーを集結して支援する旨の協定を締結しています。高知協会と同じく、南海トラフ地震による甚大な被害が予想されている愛知協会では、県下54市町村のうち、46市町村との締結が完了しています。また、岐阜協会では、県下全42市町村との締結が完了しており、既に土砂災害などで協定書に基づいた支援活動の実績があります。当協会では、震災や災害を経験した協会から情報を収集し、今後の支援活動に活かしていこうと考えております。

### ■お気軽にご相談下さい。

公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒753-0042

山口市惣太夫町2番2号

TEL 083-923-5115 FAX 083-923-5165

ホームページ：<http://yamaguchi-kousyoku.com/>